

ジョイフル本田株式会社カード会員規約

入会申込書

未記入

申込日および申込店舗名の記入は必要ありません。

1	未記入
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7

・②～⑦の太枠内を記入してください。

- ・「**2 名称**」は、請求書の宛名として印字されます。印字した名称（課名など）をご記入ください。
- ・「**3 代表者職・氏名・代表者印**」には、会社であれば社印、市役所であれば市長印、学校であれば学校長印などを押印ください。個人印は不可です。
- ・「**4 住所**」は、更新申込書や通知など、連絡書類をお送りする際に使用します。「**2 名称**」の住所をご記入ください。
- ・「**5 電話番号**」は、「**2 名称**」の電話番号をご記入ください。
- ・「**6 照会担当者**」および「**7 照会担当者所属電話番号**」は、入金確認や郵便物等の問い合わせ時に使用します。電話番号については「**5 電話番号**」と同じであれば記入不要です。

ご記入いただきました入会申込書を、3枚すべて申込店舗へご提出ください。
後程、お振替カードと併せてお客様控えをお送りします。
※発行までには約3週間程度、お時間をいただいています。
※入会に関するお問い合わせは、申込店舗へお願いいたします。
※入会後の各種手続き（変更・紛失など）に関するお問い合わせは、本社経営管理部（029-822-2814）までお願いいたします。

ジョイフル本田お振替カード会員規約

（2021年9月1日現在）

- 第1条（会員）** 会員とは、本規約を承認の上、株式会社ジョイフル本田（以下「会社」といいます。）所定の入会申込書に真実な記載を行い、会社が入会を認めた方をいいます。
- 第2条（カードの発行・貸与）** (1) 会社は、会員に対し、ジョイフル本田お振替カード（以下「カード」といいます。）を発行し、これを貸与します。なお、カードの所有権は会社に属します。(2) 会員は、会社からカードを貸与されたときは、善良な管理者の注意義務をもって、カードを管理、利用するものとします。(3) カードは、会員のみの利用で、他に貸与、譲渡することはできないものとします。
- 第3条（カードの利用）** (1) 会員は、会社が運営を行う全店舗において、本規約にもとづきカードを利用することができるものとします。(2) 会員は、その利用店舗においてカードを提示し、会社所定の請求書に、来店者本人の署名を行うものとします。
- 第4条（利用代金の請求方法）** 利用代金の請求方法は、店頭渡し（商品購入ことに請求書を手渡す方法）とし、請求書の様式は、会社指定のもののみとします。
- 第5条（利用代金の支払方法）** 利用代金の支払方法については、銀行振込によるものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。ただし、会社が特に認めた会員については、これ以外の方法により支払うことができるものとします。
- 第6条（商品の引渡）** 商品は、請求書を手渡した時点をもって、会員に引き渡されるものとします。
- 第7条（商品の滅失・毀損の場合の責任）** 会員は、引渡を受けた商品が、当該商品に係る債務の完済まで、会社に帰属しない事由により滅失・毀損した場合でも、当該商品に係る債務を履行するものとします。
- 第8条（届出事項の変更）** (1) 会員は、会社に届け出た名称・代表者名・住所・電話番号等に変更があった場合には、遅滞なく会社所定の変更書をもって会社に通知するものとします。(2) 会員は、前項の通知を怠った場合に、会社からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。(3) 会社は、会員に対し、会社が必要と認めたときにはいつでもその届出事項について確認をすることができるとします。この場合、会員は遅やかに確認に応じるものとします。
- 第9条（請求日及び支払期限）** (1) 請求日は、請求書を手渡した日とします。(2) 会員は、請求日より30日以内に、第5条に定めた方法により代金を支払わなければならないものとします。
- 第10条（期限の利益の喪失）** 会員は、次のいずれかに該当したときには、当然に本規約に基づくすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。(1) 支払期限に支払を怠り、会社から相当な期限を定めた書面をもって催告を受けたにもかかわらず、その指定期限までに支払をなかつたとき。(2) 第三者から会社の財産の仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受けたとき、またはこれらの申立てをしたとき、もしくは支払停止、支払不能の状態のとき、その他会員の信用悪化の状態が生じたとき。(3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 第11条（会員資格の喪失）** 会社は、会員が次のいずれかに該当したときには、当該会員の会員資格を喪失させることができるものとします。この場合会員は、会社に対して直ちにカードの返却を行うとともに、会社に対する債務があるときは、直ちに債務を履行するものとします。(1) 会員が、第10条のいずれかに該当したとき。(2) 会員が、入会申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。(3) カードの利用状況等により、会社が会員として不適格と認めた場合。(4) 本規約の各条項に違反した場合。

- 第12条（カードの紛失・盗難時の責任範囲）** (1) 会員は、カードを紛失したり、盗難にあたりた場合には、速やかに利用店舗の責任者に連絡の上、所定の届出書を提出するものとします。(2) カードの紛失・盗難等により、第三者に不正利用された場合には、前項に基づき会社が連絡を受けた日以後の損害については会社が負担するものとします。ただし、連絡日以前におきた損害については、会員が責任を負い、債務を履行するものとします。
- 第13条（カードの有効期限）** (1) カードの有効期限は、会社が会員の入会を承認した日から2年間とします。(2) カードの有効期限が到来する場合は、会社は引き続き会員として適当と認めた方に対して、カードの利用の継続の意思確認を前面にておこなうものとします。会社は、継続の意思を確認できた会員に対してのみ、期間満了と同時に2年間有効期限を延長するものと、以後も同様とします。(3) 前項において、会社は必要に応じて会員に対して登記簿簿本等の提出を求めることがあります。
- 第14条（カード利用の一時的停止）** 会社は、会員が会社に対する債務を履行しない等、会社のカード利用を不適当と認めたときは、会員にその旨通知することなく、会員によるカード利用を一時的停止することができるものとします。
- 第15条（本規約の変更）** 会社は、本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更内容を知照するものとします。会員は、会社が変更内容を知照した後カードを利用した場合には、当該変更内容を知照したものとします。
- 第16条（追会）** 会員は、会社所定の書面による届出をするともに、カードを返却することにより、会員を退会することができるものとします。ただし、カード利用による会社に対する債務があるときには、当該債務の完済まで、本規約の定めるところによる債務の履行を行うものとします。
- 第17条（合意管轄裁判所）** 会員は、本規約に関して紛争が生じた場合、会社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。
- 第18条（反社会的勢力の排除）** 会員は、自らが暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動等格闘クラブ・特殊知識暴力集団その他これに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）ではなく、また反社会的勢力 等が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

【お問い合わせについて】

1. 売買契約（商品等）についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用されたジョイフル本田各店舗にご連絡下さい。
2. 請求・お支払い・カード等についてのお問い合わせ
ご相談については、ジョイフル本田 本社経営管理部
(TEL:029-822-2814) までご連絡下さい。

